

国際競争法の概念化

ヴァン・アーツル, ステーヴェン
九州大学大学院法学研究院 : 講師

<https://doi.org/10.15017/13847>

出版情報 : 法政研究. 75 (4), pp.75-99, 2009-03-06. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

国際競争法の概念化

ステューヴェン・ヴァン・アーツル

はじめに

- 一 国際刑法とその六つの意味
- 二 国際競争法に六つの意味はあるのか
 - (一) 国内競争法の場所的適用範囲
 - (二) 国内競争法の執行に関する国際協力
 - (三) 全ての国家に共通する競争法
 - (四) 国際的に規定された国内競争法
 - (1) ソフト・ロー (soft law) の方法
 - (2) WTO体制における規定
 - (五) 国際的に承認された国内競争法
 - (六) 実体的意味における国際競争法
- 三 今日における国際競争法の事例
 - (一) 国際競争法としての国内管轄ルール

(一) 国際競争法としてのネットワーク・モデル (network model)

(二) 国際競争法としての原則とガイドライン
おわりに

はじめに

国際競争法の概念は今日の法学界においてとりあげられるようになってきており、そのことは特に英語の文献においてより顕著である。「International Competition Law」⁽¹⁾ や「Emerging Principles of International Competition Law」⁽²⁾ といった論文によって、新たな研究分野として研究が進められている。前者は、国際競争法をWTOの枠組み内で採択されるべき協定として記述しており、最終章には国際競争法協定の実現可能なモデルについても言及している。もともと、著者のMartyn Taylorは国際競争法が未だに「あるべき法 (de lege ferenda)」にとどまっていることを指摘する。⁽³⁾ 後者は、タイトルに「emerging principles」という表現を用いていることから、前者の見解を幾分裏付けているように思われる。国際競争法は徐々に明

確になってきているが、WTOによる立法的な働きかけが欠けていることから、国際競争法の分野はいまだ発展途上にある。⁽⁴⁾

本稿では、国際競争法が今日存在するのか、もしくは明らかになりつつある分野なのかを問題にしたい。この疑問は、国際競争法を語るためにWTO協定が必要であるか否かに関する推論に間接的に影響してくるだろう。⁽⁵⁾ さらに、「国際 (international)」という言葉の厳密な意味について研究することも必要である。もしこの言葉が、国際法の法源である規範の議論に言及するならば、国際競争法がWTOあるいは他の協定の分野に含まれることは適切かもしれない。⁽⁶⁾ 逆に、この言葉が競争法の主題に言及するならば、国際競争法は、固有の場所的適用範囲 (spatial scope of application) を有する国内競争法の一部と考えるほうが適切かもしれない。⁽⁷⁾

国際競争法が実際に存在するか否か、そして国際競争法の内容は何かに関する議論は、刑法の一分野としての国際法の発展に関する初期の議論に似ている。⁽⁸⁾ 国際競争法とは何か、又は、何でありうるかという問題についての分析

は、過去に国際刑法が徐々に合理的に定められた内容に発展していったように、国際競争法の発展も導く事ができるだろう。⁽⁹⁾ より具体的には、本稿は、国際刑法の分野を開拓した刑法における発展と比較して、競争法についての程度まで類似の発展があったかを調査しなくてはならない。この目的のために、本稿ではGeorg Schwarzenbergerの「The Problem of an International Criminal Law」⁽¹⁰⁾ における国際刑法に関する分類を紹介する。しかし、本稿の目的は、競争法の発展の一つひとつについて実例の詳細な項目を取り上げることではないことに注意されたい。

この論文は以下の通りに構成される。第一節では、Schwarzenberger によって概念化された国際刑法の分類について紹介する。⁽¹¹⁾ この分類は、国際刑法の概念の六つの異なる意味を明らかにしている。この六つの意味に基づき、第二節では、競争法において類似している発展があるかどうかを検討する。したがってこの節は、国内競争法の国際的な適用範囲、国内競争法の執行のための国際協力、国際的に規定または承認された競争法、又は国際的かつ実体的な競争法の存在について調査する。第三節では、今日存在している国際競争法の概念を理論上構成していく。結論と

して、本稿は、国際競争法は実在するとの立場をとる。しかし、本稿は、現在の国際競争法は一つの側面ではなく、三つの側面を有していることも主張する。

一 国際刑法とその六つの意味

国際刑法は、刑法の分野において独立の分野として次第に認められるようになってきた。その分野の形成段階においては、国際刑法は何かという事は決して明らかでなかった。Schwarzenberger は少なくとも以下の六つの意味でその語が用いられてきたことを突き止めた。すなわち、①国際刑法という語は、刑法の場所的適用範囲を定める国内法のことを指すために用いられてきた。⁽¹³⁾ ②また、この語は、国際法によって、国家が、一定の行為に対して国内刑法上の制裁措置を発動する義務を負う場合を指すために用いられてきた。⁽¹⁴⁾ ③前述の理解とは微妙に異なり、国際刑法は、国際的に承認された国内刑法を指すこともありうる。⁽¹⁵⁾ ④また、違反が全文明国家間に共通するものである限りにおいては、国内の実体的刑法も、国際刑法という語によって表されてきた。⁽¹⁶⁾ ⑤刑事問題の協力に関する二国間・多国間条約もまた、国際刑法の一つの意味である。⁽¹⁷⁾ ⑥国際刑法は、

実体的な意味で理解されうる—すなわち、規定する国際法の一部として理解されうる。⁽¹⁸⁾

Schwarzenberger の分類は実に詳細である。それぞれの異なる意味は、国際刑法という語のもう一つの理解として示されてきた国際刑法の法源に着目することで、より大まかな分類をすることも可能である。Schwarzenberger の分類は、国際刑法の法源として、国内刑法と国際公法の2つが存在することを明らかにした。国内法に由来する国際刑法は、国内刑法の国際的な側面に着目する。もし国際刑法の法源が国際公法であるとすると、国際刑法という語は国際法の刑事上の側面を強調することとなる。前者は、刑法の地域的適用範囲及び裁判所の管轄を規定する国家法を含んでいる。⁽¹⁹⁾ 後者は、国際的に規定または承認された刑法を含んでいる。それらの場合、慣習法及び条約に基づく法は、国家に対して、国内刑法によって犯罪を立法上定義すること、犯罪者を罰すること、又は、刑事事件において他の国家と協力することを義務付け、又は権限を与える。⁽²⁰⁾

国際競争法の概念のさらなる分析の為に、本稿は法源に基づく大まかな分類ではなく、Schwarzenberger の国際

刑法の詳細な分類を参考にすることとする。というのも、その詳細な分類によって、国際競争法の概念の発展の状態に関してより正確な結論が導かれると考えるからである。

二 国際競争法に六つの意味はあるのか

(一) 国内競争法の場所的適用範囲

Kingman Brewster は、国内管轄規定と国際公法の関係について研究し、その関係について「アメリカがこれらの質問を提出したところのある拘束力を持つ外部機関は存在しないので、結局のところ、自己規制すること以外に制限はない。その意味では、管轄権を制限するか否かの決定は、主権の問題ではなく、国家政策の問題である」と記述している。⁽²¹⁾ Brewster の結論は、「国際法裁判所は、海外でなされた行為を規制する国家の権限に関しては、明確な制限を設けていない」という事実に拠っているように思われる。したがって、この分野の国家管轄権は、国際公法によって規制されていない、言い換えれば、国家は、国家権力の行使やこの分野の立法を、国際公法からいかなる制限も受けずに、行うことが可能であるということを示唆しているように思われる。

この分析は、Lotus 号事件（一九二七年）における、常設国際司法裁判所〔Permanent Court of International Justice (PCIJ)〕が下した判決に、大いに依拠している。⁽²²⁾ この事件で、常設国際司法裁判所は、立法管轄権 (legislative jurisdiction) には、許容規範 (permissible rule) も禁止規範 (prohibitive rule) も存在しない、と判示した。⁽²⁴⁾ 国際公法は、国家に広範な裁量を与えており、若干の場合に禁止規範によってそれを制限するにすぎない。言い換えると、国家の立法管轄権の行使を制限する一般原則は存在しないということである。常設国際司法裁判所は、この裁量が現に存在するがゆえに、他の国々から異議や不満を聞くことなく、これまで様々な法が採択されてきた、と論じる。さらに、常設国際司法裁判所は、その裁量の効果を最小限にするために各国は条約を制定してきたことをも指摘した。このことは、Erik Nerep によると、管轄権に関する禁止規範があるならば、このような各国の努力は無意味であつたということを示唆している。⁽²⁵⁾

国際公法が本当に立法管轄権を規制していないのかどうかという問題については、研究者の間で激しい議論がなされてきた。⁽²⁶⁾ その議論の多くは、Learned Hand 裁判官が担

当し、有名な一あるいは悪名高いといふべきかもしれない——「効果理論 (effects doctrine)」を導入した United State v. Aluminum Company of America Ltd. 事件の判決から始まった。Learned Hand 裁判官は、管轄はどこで訴訟が提起されたかによって決まるといふ長い間認められていたルールを捨て、代わりに管轄基準として効果を導入したのである。

Learned Hand 裁判官は、効果によるルールを、いかなる国家も「当該国家が禁ずる効果を国内において引き起こす国外での行為につき、その国籍を有しない者に対しても責任を問うことができる」というルールを確立した法 (settled law) であると理解した。さらに彼は、意図 (intent) しない効果について、意図せずに米国内市場に単に効果が及んだにすぎない場合、または意図したが効果が及ばなかった場合、競争法は当該協定をカバーしないと理解する。⁽³⁰⁾ Learned Hand 裁判官が打ち立てた「効果理論」は、これらの全ての要素によって説明される。

諸国は、管轄ルールとして効果理論を用いることに反対したため、国内に対して効果を及ぼす国外の反競争的行為

をめぐる紛争において管轄を主張するために、他の管轄ルールが発展することになった。「企業の経済ユニット理論 (group economic unit doctrine)」——これは「行為帰属理論 (attributive theory)」⁽³¹⁾とも呼ばれる——及び、「実理理論 (implementation doctrine)」という、二つの代替理論が発展した。これらの理論は管轄が問題になる場所との関係を保持していたため、物議を醸すことはさほどなかった。それにもかかわらず、それらの理論は、現実には国内ではおこなないほとんどの国際的な反競争的行為に、当該国家が管轄権を行使することを可能にした。

企業の経済ユニット理論は、親会社とその子会社は一つの経済的一体性を形成するという前提から始まる。この前提は、子会社の行為を親会社に帰すことを可能にする。⁽³⁴⁾ 属地主義に基づく決定によっては、その会社が所在しない国に対して効果を及ぼす反競争的行為を行う旨の決定を下した親会社を罰することはできない。しかし、裁判所及び競争当局は、反競争的效果の原因となった企業の意味決定を管轄権の基準としないこととした。そのかわりに、裁判所及び競争当局は、子会社の行為に着目した。この子会社の行為は、親会社意思決定の遂行であるとして、管轄権の基

準となつた。企業の一体性を通じて、この子会社の行為は親会社に帰しうるとされたのである。⁽³⁵⁾

企業の経済ユニット理論では、子会社が存在しない場合には管轄権を主張することができない。そのため、競争当局は、この問題を克服するために別の解決策を模索した。より具体的には、欧州委員会は、Wood Pulp 事件⁽³⁶⁾においてこの問題に直面した。管轄を認めるために欧州委員会は効果理論に依拠したが、欧州裁判所 (European Court of Justice (ECJ)) は、それを覆した。ECJ は、その代りに、契約の締結とその履行を区別⁽³⁷⁾し、管轄を契約締結地に依拠して判断することは、企業が競争法の禁止を回避することを可能にしてしまうと ECJ は結論付けた。⁽³⁸⁾したがって、管轄の基準は契約の履行地であるべきとした。日本も含め他国の競争当局も、この分析を採用した。⁽⁴⁰⁾

(二) 国内競争法の執行に関する国際協力

立法管轄権について国際公法によって引かれた不明瞭な境界線のために、国内競争法の適用範囲は徐々に広がっていった。このことは競争法の域外適用 (extraterritorial application of competition law) の問題を引き起こした

だけでなく、執行管轄権 (enforcement jurisdiction) と競合管轄権 (concurrent jurisdiction) の問題をも引き起こすこととなつた。前者について議論することは本稿の範囲から逸脱するので、後者の執行管轄権と競合管轄権に焦点を合わせる。執行管轄権の問題は、調査と執行を妨げる属地主義 (territoriality principle) である。⁽⁴¹⁾ 競合管轄権の問題は、異なる法的枠組みに直面する可能性があることによつて政治的緊張が増大しうる、ということである。⁽⁴²⁾

国内競争法の国際的な適用に関する問題が深刻化してきたことから、諸国は、競争法の衝突において協力することが共通の利益になると認識した。⁽⁴³⁾ その協力は、様々な管轄権の問題だけでなく、情報収集に関連する問題も解決するだろう。拘束力ある二国間協定として、三種類の協定が締結されてきた。一つ目の種類の協定は、国家競争当局間の管轄紛争を回避し、対処するよう努める。⁽⁴⁴⁾ 二つ目の種類の協定は、競争法の執行についての協力に関するものである。⁽⁴⁵⁾ 三つ目の種類の協定は、技術協力を扱うものである。⁽⁴⁶⁾

管轄紛争の回避及び対処を目的とする初期の協定は、協定当事国の競争当局が他方当事国の法、政策、又は国益に

影響するおそれのある調査に従事する場合、又はそのような恐れのある競争方針を採る場合にはいつでも、互いに通知あるいは協議することを要求している。⁽⁴⁷⁾ これらの協議の間、契約当事者国は、互いの主権及び礼讓 (comity) に適切な配慮を払う。具体的にいうと、この種の協定は、起こりうる紛争問題を協議し、競争当局の自制と節度を求めることによって、紛争の予防を目的とする。⁽⁴⁸⁾ この種の礼讓は、また、消極的礼讓 (negative comity) として知られている。⁽⁴⁹⁾

もつとも主権と礼讓の概念は、管轄の競合と域外適応に起因する問題を完全に解消することはできなかった。これらの概念は、潜在的な紛争を緩和したが、紛争のないケースに対してはあまり効果的でなかった。そのため新世代の協定は、国境を越えた執行の試みにおける協力と協調に注意を向け始めた。⁽⁵⁰⁾ より具体的に言えば、これらの協定は証拠と証人を探し確保することを助けるものである。さらに、この世代の協定は、積極的礼讓 (positive comity) の概念も取り入れている。⁽⁵¹⁾ 積極的礼讓とは、自国の利益に不利な影響を及ぼされた当事者が、反競争的行為が行われている国の当事者に対し、競争法の適用を求めることがで

きることを意味する。⁽⁵²⁾ 積極的礼儀の概念は、その語が必ずしも明示的に用いられていなくとも、最近の二国間協力協定の多くに認められる。⁽⁵³⁾

地政学的変化と緩やかに発展している自由化の結果、多くの国の競争法及び競争政策に対する姿勢が転換するに至った。これらの変化は世界中で競争法の増加をもたらすこととなった。実効的な競争法を施行するため、多くの二国間協力協定は、競争法と競争政策の実現に関する技術援助の提供の義務を盛り込んだ。⁽⁵⁴⁾ 技術援助は、講習会、講演、又は人材交換など様々な形態をとりうる。⁽⁵⁵⁾

これらの二国間協力協定の存在理由は、少なくとも初めに挙げた二つの類型については、競争法の執行の場合における主権の地域的制限であることは明らかである。このような国家間の国際協力協定がなければ、比較的容易にほとんどの国の国内競争法を遵守しないことになってしまう。従って、かかる協定の真の目的は、相互関係に基づいて、国家司法権を強化し、その力の及ぶ範囲を拡大することにある。従って、まさに国際刑法のケースのように、これらの二国間協定は国内競争法の実体には関係ないが、国内競

争法の適正な過程を逃れることを阻止する行政上の試みに関係する。⁽⁵⁶⁾

(三) 全ての国家に共通する競争法

ある行為に関して同じ見解を共有していれば、異なる複数の国家がその行為を同様に規制することが可能である。その行為の一般的に有害な特性は、それらの国家によつて、規制し罰する十分な理由として把握されている。⁽⁵⁷⁾ 刑法の分野において例を見つけないことは難しくないので対して、競争法の分野において例を見つけないことはずつと難しい。これには競争法の拡散の歴史だけでなく各国における競争法分野の概念化にも関係している。

競争法を導入する考えは、米国と欧州⁽⁵⁸⁾特にオーストリア⁽⁵⁹⁾において、ほぼ同時に発展してきた。⁽⁶⁰⁾ しかし、第一次・二次世界大戦が原因となつてオーストリアでの競争法のさらなる発展は阻止され、大戦後やつとヨーロッパにおいて競争法の基礎が、国家レベル及び超国家レベルで築かれた。⁽⁶¹⁾ およそそれと同時に日本は、競争法を導入することを余儀なくされた。⁽⁶²⁾ 競争法を導入する考えが、世界中に実際に拡散するには、それからさらに五〇年ほどかかった。

現在では、約一〇〇カ国の国々が競争法を有している。⁽⁶¹⁾ 多くの国において歴史的に競争法がなかったということは、全ての国家に共通する競争法があるかどうかに関して疑問を投げかける。

競争法の広がりには、世界中で単一の競争法が採られたことを意味するものではない。競争法分野においてほとんどの国が賛成したのは、重大なハードコア・カルテルの規制だけであつた。⁽⁶²⁾ 競争法に含まれるその他の問題については相違がある。例を挙げると、競争法を侵害する水平的契約及び垂直的契約の分類に対するアメリカのアプローチは、EUのアプローチとは異なっている。⁽⁶³⁾ アメリカが、当然違法の原則 (per se rule) と合理の原則 (rule of reason) を司法上発展させた一方、EUは、それに相当するルールで実質的に異なる結果をもたらさしめる成文法を有している。⁽⁶⁴⁾

競争法の背後にある目標は、違法行為がどのようにに判断されるかについても意味を持つ。経済効率目標は米国の競争政策を決定するため、競争法の解釈も確定する。市場分割合意は経済効率の観点から取り組まれ、市場分割合意は、必ずしも競争法違反ではないことになる。⁽⁶⁵⁾ 逆に、EUにお

いては、域内市場を実現するという重要な目的があり、この目標を阻害するいかなる契約も違法とみなされる。市場分割合意は、この目標を阻害する性質を有しているため、EU競争法において、市場分割合意は当然違法である。⁽⁶⁶⁾

さらに、経済効率の目標は、考えの異なる経済学派によって説明される。これらの異なる経済学派の意見は、必ずしも互いに一致しているわけではない。⁽⁶⁷⁾ ハーバード学派 (Harvard School) の文脈においては、略奪的価格設定 (predatory pricing) は、競争法違反とみなされるのに対し⁽⁶⁸⁾、シカゴ学派 (Chicago School) の文脈においては必ずしも違反とみなされるわけではない。⁽⁶⁹⁾ ゲーム理論 (game theory) は、略奪的価格設定は、それが違反か否かを決定するために綿密に調査される可能性が最も高いであろうという見解を示した。⁽⁷⁰⁾ したがって、ゲーム理論は、ハーバード学派とシカゴ学派の中間に位置している。今日では、EUは、ハーバード学派⁽⁷¹⁾、米国はシカゴ学派を選好している。⁽⁷²⁾

米国とEUとの間には多くの相違点が存在するが、現行の全ての競争法を比較すると相違点は大幅に増加する。競

争法に対するこのようなアプローチの多様性は、前述の結論、すなわち、全ての国家に共通する競争法は、実在していないのも同然である、ということを支付ける。このことは、諸国が競争法及び競争政策について同一の原則を共有していないこと、並びに、諸国は共通の基準に向かって統一化を図ることを適切とは考えていないことをすでに明らかにしている。

(四) 国際的に規定された国内競争法

(1) ソフト・ロー (soft law) の方法

国際公法は、条約または慣習法によって、国内法をある特定の行為に対して適用することを国家に義務付けることができる。⁽⁷³⁾ 全ての国家に共通する競争法の不存在は、自国の競争法を定めている主権に固執する諸国の意思を明らかにする。これを前提に考えると、国際的に規律された競争法もまた存在していないだろう。国内競争法を一定の形態の反競争的行為に対して適用する義務があれば、全ての国家に共通する競争法の創出につながる可能性を高めるが。とはいえ、必ずしも、この目的を達成するための主導的取り組みが全くとられてこなかったということを意味するわけではない。

実際、競争法問題に対して共通の用語を定めるために、いくつかの国際的な取り組みがこれまでもなされてきた。しかし、これらの取り組みの結果作られた法律文書は、ソフト・ローの域を越えることはなかった。各国は、これらの法律文書で定められた規定の実行を義務づけられていないため、この規定は、単なる勧告またはガイドラインにすぎない。これらの法律文書の中には、OECDの「ハードコア・カルテルに対する効果的な措置に関する理事会勧告」⁽⁷⁴⁾やUNCTADの「制限的商慣行規制のための多国間の合意による一連の衡平な原則と規則」⁽⁷⁵⁾がある。その二つの文書は、異なった表現方法で書かれているが、両者とも制限的商慣行またはハードコア・カルテルを効果的に排除することを目的とする法を導入しよう国々に働きかけている。これらの法律文書は、それぞれ、禁止されている商業行為の定義を定めている。⁽⁷⁶⁾

(2) WTO体制における規定

国際競争法に関する文献において、WTO体制がどこまで競争を制限するのか、もつと言え、市場アクセスを妨げる民間企業の反競争的行為をどこまで制限するのかについては研究が盛んである。⁽⁷⁷⁾しかし、国際法制度としてのW

TOの性質から、WTO体制がどこまで競争を制限するかに至っては、自明ではない。なぜならWTO体制の対象は、国家及びその政府の行為であり、民間企業及びその商業行為ではないからである。その結果、WTOは民間企業の反競争的行為には、間接的影響しか及ぼすことができない。国家に対する義務を通じて、WTOは民間企業の反競争的行為に作用することができるのである。⁽⁷⁸⁾

いくつかのWTOルールは、競争法に関連する。第一に、WTOルールの中には、民間企業の反競争的行為に対処するよう国家に対して求めるものがある。これらのルールは、ソフトで一般的な義務とハードで分野特有の義務の両方を含む。⁽⁷⁹⁾GATS第九条は、前者の一例であり、国家に対して反競争的行為をするサービス提供者の商業活動を排除するための協議に取り組むことを要求している。⁽⁸⁰⁾後者に関しては、GATSの電気通信分野を引き合いに出すことができる。第四議定書の追加的な約束—いわゆる「参照文書(Reference Paper)」⁽⁸¹⁾—は、国家は、重要なサービス提供者が反競争的行為に携わり、または継続することを阻止するために適切な措置をとらなければならないと規定している。⁽⁸²⁾

第二に、いくつかのWTOルールは、国家がどのように競争制限的行為を規制することができるかについて影響を及ぼす。⁽⁸³⁾ WTOの基本原則である内国民待遇、最恵国待遇、及び透明性の無差別原則は、国家が競争法を無制限に用いることを防いでいる。⁽⁸⁴⁾ GATT第三条の四⁽⁸⁵⁾及びGATS第一七条は、⁽⁸⁶⁾競争法の適用は、国内企業に利益をもたらす一方で外国企業の利益を打ち消すことから、これらWTOの各協定に違反する、と論じるのに用いられうるであろう。

TRIPS協定第三条もまた、内国民待遇を加盟国に課している。それゆえに、ライセンス契約の下での反競争的行為に関する措置のように、TRIPSの枠組みにおいて加盟国が行うことができる措置は、生産立地を基準とすべきでないとしている。⁽⁸⁷⁾ またダンピング防止協定は、GATTと共に、国家に価格差別と略奪的価格設定について競争法の規則を国内と海外企業を区別せずに適用することを強制したのである。⁽⁸⁸⁾

第三に、WTOルールは、反競争的行為の国家による扇動を規律している。⁽⁸⁹⁾ 前述のとおり、この種のWTOルールは民間企業の行為には照準を定めていない。この種のWTOルールによって想定されているのは、法的強制の弱い政

府行為—民間の行為ではなく—である。GATT第一条の一を通じて、輸出入の制御及びボイコットに対する国家の関与を制御するためのメカニズムが確立された。⁽⁹⁰⁾ また第一六条を通じて、市場におけるサービス提供者の数を国家が規制する可能性を制限しているように思われる。⁽⁹¹⁾

(五) 国際的に承認された国内競争法

国際公法は、国家に対してある特定の方法による行為を義務づけずとも、これまで述べた項目とは微妙に異なり、特定の反競争的行為に関して措置をとる権限を与える。言い換えれば、このように国際競争法を理解すると、特定の反競争的行為に対して国家が措置をとる権限を承認するルールを求めることになろう。そして、そのルールの具体例は、WTOの協定において見出せるであろう。実際、TRIPS協定は、国家に反競争的行為に対して措置をとる権限を与えている。

TRIPS第八条は、「貿易を不当に制限し若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす行為に訴えること」⁽⁹²⁾を防止するために国家による措置が必要な場合があることを認めている。さらに、他の条項が、TRIPS第八条を明確化して

いる。本稿の目的からみて最も重要な条項の一つは、TRIPSの第四〇条である。この条項は、国家が、反競争的な実施許諾における行為及び条件を規制し防止することを許可している。このような行為または条件の例として、排他的なグラントバック条件、強制的な一括実施許諾、又は、特許の有効性について争うことを禁ずる契約条項が挙げられる。⁽⁹⁴⁾

このような競争法の規定は国際的な起源を持つが、実際の規定は国内法となる。TRIPS協定は、とられるべき措置の内容を明らかにしていないため、その国内法は国家間で異なり得る。TRIPSは大きい裁量を国家に与えている。国家に与えられた裁量は、措置をとるか否かに関連するだけでなく、その措置の内容にも関連している。したがって、この国際的に承認された国内競争法の実行から、単一のルールが発展することはあり得ないと思われる。

(六) 実体的意味における国際競争法

一九四八年三月に国際貿易機関 [International Trade Association (ITO)] 憲章がハバナで採択された当時、国際的な反競争的行為は、同憲章によって規制されること

になっていた。⁽⁹⁵⁾ そのITO憲章は、ハバナ憲章として知られ、⁽⁹⁶⁾ 反競争的行為に関する規定を含んでいた（ハバナ憲章第四六く五六条）。これらの条項において、ハバナ憲章は加盟諸国に対して、反競争的行為の防止、市場参入を制限する行為の防止、又は独占的支配を促進する行為の防止を求めただけでなく、これらの問題に関する加盟諸国間の紛争に対処するメカニズムを構築するよう求めたのである。⁽⁹⁷⁾

米大統領が一九五〇年に、ハバナ憲章を議会に提出しないことを決定した際、ITOは葬られた。⁽⁹⁸⁾ しかし、ITOの制定した国際競争法を構築する考えは存続していた。ハバナ憲章の競争政策の原則をGATTに組み込む試みが失敗した後、今度は国連が、反競争的行為に関する国際協定の起草を試みた。⁽⁹⁹⁾ 一九五三年に第一草案が完成し、国連経済社会理事會に提出された。国際競争法当局と国際的に制限された実体的規則の適用範囲によって、実体的な国際競争法を構築する方向に向かって一歩が踏み出された。しかし米国は、米国の商業行為に関してより小さな国々が制限的な判決を下すようになる虞から、それを支援するのをやめた。⁽¹⁰⁰⁾

一九九〇年初頭には、実体的競争法の構築に取り組む民間のイニシアティブが後に続いた。⁽¹⁸⁾「Munich Group」としても知られている学者集団「International Antitrust Code Group」は、一九九三年七月一〇日に「Draft International Antitrust Code (DAIC)」を出版した。DAICは、WTOにおける多国間協定のモデルを作ることを目的として出版された。国内立法のガイドラインに加え、DAICは紛争解決メカニズムの適用のための原則と最低基準をも含んでいる。実体的法規定が盛り込まれたため、DAICのプロジェクトは野心的すぎるとして批判された。⁽¹⁹⁾

国際競争法協定を作成する議論は、ドーハ・ラウンドのアジェンダが決まるまでは、政府レベルで行われていた。⁽²⁰⁾ WTOの下での国際協定が望ましいとの一般的見解は、ドーハ開発アジェンダ (Doha Development Agenda) にはほとんど反映されなかった。WTOは、透明性、無差別及びデュー・プロセスといった、ハードコア・カルテルの禁止規定を導入することを加盟国に推進することを目的としていた。さらにWTOは、世界中の競争当局の協力を促進しようとした。⁽²¹⁾

これまでの先例は、実体的国際競争法を実現することは困難であることを明らかにした。したがって、ドーハ開発アジェンダは、競争法に関してより実現可能性の高いアジェンダを打ち立てることを試みた。しかし、ドーハ開発アジェンダにおける閣僚会議は、最小主義アプローチに合意することでさえ困難であることを明らかにした。⁽²²⁾ 従って、超国家レベルの実体的国際競争法は、近い将来に実現できるものではないであろう。他方このことは、EUのような、地域的レベルにおける、実体競争法の国際化の試みのほうがより成功しやすいであろうということを意味するものではない。

三 今日における国際競争法の事例

(一) 国際競争法としての国内管轄ルール

国家は、国際的要素を含む競争法事件に対して、国内競争法を適用してきた。これは国際的要素を含むため、国際私法の問題になる。国際私法は、国際的要素を含む状況に起因する法律問題に対処するための法として発展してきた。この段階で、私たちは、注意書きを加える必要がある。国際私法は、国際的要素を含む法律問題を解決するシステム

として発展してきた。この大陸法上の概念は、それに相当するアングロ・サクソン系の法概念である抵触法とはわずかに異なる。国際私法は、国際的要素を含む民事上の法律問題のみを対象にするといわれている。国際的要素を含む公法上の問題は、国際私法では扱われない。したがって、双方の法体系は、現在の問題に対して異なったアプローチを有している。競争法は、公法的特点を持つているので、この差異を確認しておく必要がある。

大陸法において、公法は国際私法の一部ではない。公法を国際私法の一部として認めない理由は、ある国家の裁判所は他の国の刑法を適用しないという格言にみることができ、国家裁判所は、*法廷地法 (lex fori)* が適用できるか否かについてのみ決定を下す。言い換えれば、裁判所は、事物管轄をもっているかどうかを決めるのである。国際私法は競争法を扱っていないので、この法分野を扱うために新しい専門用語が発展してきた。大陸法学者の影響の下、この競争法の分野は「*international competition law*」または、「*international antitrust law*」と名づけられた。⁽¹⁰⁾

大陸法諸国の法律家は、前述の意味において、国際競争

法の概念を創出した。それが大陸法の起源をもつことから、この国際競争法の理解がコモン・ローの国々にほとんど定着していなかった理由がわかる。しかし、大陸法の国々においてさえ、この国際競争法の概念はまだ重要視されていない。国際競争法の概念を使用するより、大陸法の学者は「競争法の域外適用⁽¹¹⁾」の専門用語を好んで用いる。さらに、フランスの法学文献は、この問題に言及するために異なる専門用語を生み出し、この分野を「国際競争法 (*le droit international de la concurrence*)」と呼び、⁽¹²⁾「国際競争関係法 (*le droit de la concurrence internationale*)」と呼んでいる。⁽¹³⁾

しかし、国際競争法の概念の使用に関しては論ずべきことがある。競争法の場所的適用範囲を決定するのは管轄ルールである。管轄規則は、国内競争法の下にある反競争的行為に関する規定が、国際的要素を含む反競争的行為に対して適用される状況を明らかにしている。競争法の側面及び国際的要素のいずれも、管轄規則に反映される。したがって、刑法や税法のような他の法律の分野に準じて、これらの管轄規則を国際競争法と呼ぶことに理由があるろう。

(二) 国際競争法としてのネットワーク・モデル (network model)

二国間協力協定を締結することによって、新しい制度化されたモデルが、競争法を規律し始めた。この新しいモデルは、「ネットワーク・モデル」⁽¹⁶⁾と称されてきた。互いに隣り合っていないが独立して存在する他国の競争当局に一方的に頼る代わりに、競争当局は互いに協力関係を結ぶようになる。この協力関係は、二国間協定によって具現化されるが、二国間協力協定に加盟していない競争当局との間の協力も忘れてはならない。協力と協調は国内の競争当局間にも存在している。このネットワークのいくつかは正式な議定書によって管理され、その他のネットワークはより略式な合意によって管理されている。その結果、国際的に機能する国内競争法のネットワークが存在しており、そのため、国際競争法は、「分散化されており、さらに、政治的国境が示すほどの階層的構造はない」という状態になっている。

ネットワーク・モデルとしての国際競争法は、実体的内容を含まない。それにもかかわらず、このネットワーク・モデルは、様々な事由から国際競争法と称される。とい

うのも、第一に、ネットワーク・モデルは競争法の一部である。これによって、競争法当局は、国境を越えた競争法事件に対して国内競争法を効率的に執行することが可能になる。第二に、ネットワーク・モデルは国際的である。実際、国際的要素を有する競争法事件を扱う。さらに、このネットワーク・モデルの多くは主に国際協定に基づいているからである。

(三) 国際競争法としての原則とガイドライン

国際的な法的空白状態の下では、国際的な競争法の事案に対して国内競争法が適用されることはない。それゆえ、現に、WTO協定は、国際的な文脈において国内競争法がどのように機能すべきかに関して、原則やガイドラインを規定している。⁽¹⁶⁾内国民待遇、最恵国待遇、及び透明性の無差別原則によって、WTO協定は、国内競争法の国際的適用に関して、抑制と均衡の制度を採用しはじめた。さらに、WTO協定の規定の中には、国内競争法の概念化に関して国家に指針を与えている。

国際貿易体制のなかで発展した原則とガイドラインは、競争法分野と結びつき、国内競争法に影響を及ぼしている。

発展した原則―それは実体的な競争法ではないが―は、国内競争法の適用における国家の自由裁量を制限するよう影響を及ぼしている。また発展したガイドラインは、国家が一定の反競争的行為に関して立法することを許可することによって競争法と関連するようになった。この許可は、実体的競争法を構成するものではない。実体的競争法は各WTO加盟国によって作られなくてはならない。

これらの原則とガイドラインは、国内競争法に存在するだけではない。これらの原則とガイドラインは、WTO及びその様々な協定に基づいてもいる。したがって、国際協定が、これらの原則とガイドラインの基盤となっている。さらに、原則とガイドラインは、一つの国家に限定されない国際的な競争法の問題に関して国家が行うべき行為を明らかにしている。言い換えれば、国際的要素は、これらの原則とガイドラインが適用される競争法の事件に常に存在しているということである。

おわりに

結論として、今日、国際競争法は存在している。本稿は、

国際競争法の三つの側面を明らかにした。第一に、国内競争法がどのような国際的事件に対して適用されるかということを決定する管轄ルールがある。第二に、国内における競争法の効率的な執行のために、競争当局は、二国間協定によって構築される他国の捜査当局との間のネットワークに頼る必要がある。第三に、国際取引コミュニティーにとっての行き過ぎを回避するために、国際的事件における国内競争法の使用には無差別原則が妥当する。

これらはすべて、競争法の一定の国際的な側面を取り扱っているにもかかわらず、どれひとつとして実体的競争法の規則を規定しているものはない。互いに補充的なこれら三つの側面は、国内競争法の地域的適用範囲や国内競争法の域外適用を容易にする方法、国内競争法の域外適用による差別的な越権行為を回避する方法として機能している。競争と関連付けて把握することで、国際競争法は誤称にならなくてすむ。

国際競争法の三つの側面すべてにおいて、国内競争法は重要である。国内競争法が普及しても、国際競争法が誤称であるというわけではない。国内競争法の国際的側面は、

国際的な反競争的行為を禁じる措置または国際協定の形で、国際競争法の各々の側面に存在する。

さらに国際競争法の三つの側面の中、WTOに関係しているものが一つある。本稿は、国際競争法のこの形態は、原則やガイダンスとして分類している。WTOに関連している国際競争法の他の形式はすべて、未だ存在しておらず、単に「あるべき法」の提案にすぎない。

- (一) Martyn Taylor, *International Competition Law: A New Dimension for the WTO?* (Cambridge: Cambridge University Press, 2006).
- (二) Chris Noonan, *The Emerging Principles of International Competition Law* (Oxford, Oxford University Press, 2008).
- (三) Taylor, op. cit., pp. 435-482.
- (四) Noonan, op. cit., pp. 560-570.
- (五) WTOの枠組みは、国際競争法の概念化を実現する方法として言及された。⁸ Daniela Kröll, *Toward Multilateral Competition Law? After Cancun: Reevaluating the Case for Additional International Competition Rules Under Special Consideration of the WTO Agreement*

- (Frankfurt am Main: Peter Lang, 2007); Thilo Reimers, *Probleme und Perspektiven der Internationalisierung des Wettbewerbsrechts* (Baden-Baden: Nomos, 2007); Bruno Zanetti, *Cooperation: Between Antitrust Agencies at the International Level* (Oxford: Hart Publishing, 2003), pp. 229-277; Kevin C. Kennedy, *Competition Law and the World Trade Organization: The Limits of Multilateralism* (London: Sweet & Maxwell, 2001); Roger Zäch ed., *Towards WTO Competition Rules: Key Issues and Comments on the WTO Report (1998) on Trade and Competition* (Berne: Stämpfli Publisher, 1999), 本田直樹「競争政策とWTO—国際競争法とWTO—考察」『国際競争法』第一四巻、第三・四号(二〇〇五年)、第一五巻、第一号(二〇〇五年): Josef Drexl, “Do We Need ‘Courage’ for International Antitrust Law? Choosing between Supranational and International Law Principles of Enforcement”, in Josef Drexl ed., *The Future of Transnational Antitrust - From Comparative to Common Competition Law* (Berne: Stämpfli Publisher, 2003), pp. 311-342.
- (六) Iain Cameron, *The Protective Principle of International Criminal Jurisdiction* (Aldershot: Dartmouth Publishing Company, 1993), pp. 10-11.
 - (七) Ibid., p. 10.

- (∞) Cherif M. Bassiouni and Ved. P. Nanda eds., *A Treatise on International Criminal Law* (Springfield: Thomas, 1973); Gerhard O.W. Mueller and Edward M. Wise eds., *International Criminal Law* (London: Sweet & Maxwell, 1965); Stefan Glaser, *Introduction à l'Étude du Droit International Pénal* (Brussels: Bruylant, 1954).
- (∞) Cameron, op. cit., p. 10.
- (9) Georg Schwarzenberger, "The Problem of an International Criminal Law", in Gerhard O.W. Mueller and Edward M. Wise eds., *International Criminal Law* (London: Sweet & Maxwell, 1965), pp. 3-37.
- (11) *Ibid.*, pp. 4-14.
- (12) *Ibid.*
- (13) *Ibid.*, pp. 5-6.
- (14) *Ibid.*, pp. 6-8.
- (15) *Ibid.*, pp. 8-10.
- (16) *Ibid.*, pp. 10-11.
- (17) *Ibid.*, pp. 11-12.
- (18) *Ibid.*, pp. 13-14.
- (19) Cameron, op. cit., pp. 10-11.
- (20) *Ibid.*, p. 10.
- (21) Kingman Brewster, *Antitrust and American Business Abroad* (New York: McGraw-Hill, 1958), p. 287 ("since there is no binding external authority to which

the United States has submitted these questions, any imitation, in the last analysis is self-imposed. In that sense, the decision to restrict jurisdiction is a matter of national policy, not sovereign power").

(22) *Ibid.*, p. 288 ("international legal tribunals have not set a positive limitation upon the power of a state to regulate conduct abroad").

(23) Case SS Lotus (France v. Turkey), PCIJ Rep. Ser. A No. 10 (1927).

(24) 小原喜雄『國際法專業知識と國家管轄權』(有斐閣一九九三年)′ 四頁。

(25) Eric Nerep, *Extraterritorial Control of Competition under International Law* (Stockholm: Norstedt, 1984), p. 395.

(26) Cedric Ryngaert, *Jurisdiction in International Law* (Oxford: Oxford University Press, 2008); Cedric Ryngaert, *Jurisdiction over Antitrust Violations in International Law* (Antwerp: Intersentia, 2008); Vladimir Pavic, *Extraterritoriality in the Matters of Antitrust* (Fucecchio: European Press Academic Publishing, 2001); Eric Nicodeme, *Essai sur la Notion d'Extraterritorialité en Droits Américain et Communautaire de la Conurrence et des Valeurs Mobilières* (2000); Werner Meng, *Extraterritoriale Jurisdiktion im Öffentlichen Wirtschafts-*

recht (Berlin: Springer, 1994); Evelyne Friedel-Souchu, *Extraterritorialité du Droit de la Concurrence aux États-Unis et dans la Communauté Européenne* (Paris: Librairie Generale de Droit et de Jurisprudence, 1994); Hans-Jorg Ziegenhain, *Extraterritoriale Rechtsanwendung und die Bedeutung des Genuine-Link-Erfordernisses* (München: C.H. Beck'sche Verlagsbuchhandlung, 1992); Joachim Kaffanke, *Nationales Wirtschaftsrecht und internationale Wirtschaftsordnung* (Baden-Baden: Nomos, 1990); Alan D. Neale and Melville L. Stephens, *International Business and National Jurisdiction* (Oxford: Clarendon Press, 1988); Wilbur L. Fugate, *Foreign Commerce and the Antitrust Laws* (Boston: Little Brown, 1983); Douglas E. Rosenthal and William Knighton, *National Laus and International Commerce: The Problem of Extraterritoriality* (London: Routledge, 1982); Karl M. Meessen, *Völkerrechtliche Grundsätze des internationalen Kartellrechts* (Baden-Baden: Nomos, 1975); Eckard Rehlinger, *Extraterritoriale Wirkung des deutschen Kartellrechts* (Baden-Baden: Nomos, 1965); Ivo E. Schwartz, *Deutsches Internationales Kartellrecht* (Köln: C. Heymann 1962); Francis A. Mann, "The Doctrine of International Jurisdiction Revisited after Twenty Years", *Recueil des Cours*, Vol. 186 No. 3 (1984), p. 9;

Francis A. Mann, "The Doctrine of Jurisdiction in International Law", *Recueil des Cours*, Vol. 111 No. 1 (1964), p. 9; Robert Y. Jennings, "Extraterritorial Jurisdiction and the United States Antitrust Laws", *Brit. Y. Int'l L.*, Vol. 33 (1957), p. 146; G.W. Haight, "International Law and Extraterritorial Application of the Antitrust Laws", *Yale L.J.*, Vol. 63 (1954), p. 639; Cedric Ryngaert, "The Limits of Substantive International Economic Law: In Support of Reasonable Extraterritorial Jurisdiction" (*Institute for International Law*, Working Paper No. 99, 2006) <<http://www.law.kuleuven.be/ir/nl/wp/WP/ WP99e.pdf>>

(25) United States v. Aluminum Company of America, 148 F.2d 416 (1945) (Alcoa).

(26) Alcoa, op. cit., p. 443. ("any state may impose liabilities, even upon persons not within its allegiance, for conduct outside its borders that has consequences within its borders which the state reprehends").

(27) 中川淳司「国際企業活動に対する国家管轄権の競合と調整—競争法を素材に」『国家管轄—権国際法と国内法：山本章二先生古稀記念』(勁草書房、一九九八年) 三三七頁。

(28) Alcoa, op. cit., pp. 443-444; 小原 前掲注(24) 二八—二九頁。

- (31) 舛井一仁『E.C独禁法ハンドブック』(敬文堂'一九八九年)'三七頁; D.G. Goyder, EC Competition Law (Oxford: Oxford University Press, 2003), pp. 499-500. 兼論における専門用語の相違: Noonan, op. cit., p. 273 and Whish, *European Competition Law* (Edinburgh: LexisNexis, 5th ed. 2003), p. 435 (economic entity doctrine); 越知保見『日米欧独占禁止法』(商事法務'二〇〇五年)'一〇九六—七頁(帰責理論: liability doctrine); 村上正博『E.C独占禁止法』(法文館'二〇〇一年)'四六頁(経済同一体を構成する理論).
- (32) 小原喜雄「外国事業者による日本市場への参入を排除する行為」日本弁護士連合会消費者問題対策委員会『消費者・中小事業者のための独禁法活用の手引』(民事法研究会'二〇〇一年)'四四頁; Yoshio Ohara, "International Application of Japanese Antimonopoly Act", *Swiss Review of International Competition Law*, Vol. 28 (1986), p. 23; Resolution of the International Law Association on Extraterritorial Application of Antitrust Legislation, Report of the 55th Conference (New York, 1972), Art. 4.
- (33) 村上'前掲注(31)'
四二—四五頁.
- (34) 小原'前掲注(24)'
四四頁.
- (35) Goyder, op. cit., p. 499.
- (36) Commission Decision, 19 December 1984, (1984) OJ L

- 27-85 (Wood Pulp); Case 114/85 A. *Ahlström OY and others v. Commission of the European Communities*, ECR 5193 (1988).
- (37) Case 114/85, op. cit., ¶ 16.
- (38) *Ibid.*, ¶ 16.
- (39) 小原'前掲注(24)'
四八頁.
- (40) Pavic, op. cit., pp. 124-126.
- (41) Zanettin, op. cit., pp. 41-52.
- (42) *Ibid.*, pp. 34-41.
- (43) *Ibid.*, p. 53.
- (44) Kennedy, op. cit., p. 42.
- (45) *Ibid.*
- (46) *Ibid.*
- (47) Noonan, op. cit., p. 494; Kennedy, op. cit., pp. 42-44; 二國間協定締結の例: Agreement between the Government of the United States of America and the Government of the Federal Republic of Germany relating Mutual Cooperation Regarding Restrictive Business Practices, 27 U.S.T. 1956 (1976) <<http://www.usdoj.gov/atr/public/international/docs/0353.htm>>.
- (48) Kennedy, op. cit., pp. 43-44.
- (49) Reimers, op. cit., pp. 65-66.
- (50) 本田'前掲注(25)'
(第一四巻)'一二九頁; 二國間協定締結の例: Agreement between the Government of the

- United States of America and the Commission of the European Communities Regarding the Application of their Competition Laws (23 September 1991), O.J. L95/47; 反競争的行為に係る協力は関する日本国政府とドイツ合衆国政府との間の協定 (一九九九年一月廿日) <<http://www.jftc.go.jp/kyoutei/nichibeikyoutei.html>>; 反競争的行為に係る協力は関する日本国政府と欧州共同体との間の協定 (二〇〇三年七月一〇日) <<http://www.jftc.go.jp/kyoutei/niticekyoutei.pdf>>.
- (15) Kennedy, op. cit., pp. 42 and 46-52.
- (16) Reimers, op. cit., pp. 66-67; 競争法と競争と公正の原則に對しての協定 (一九九八年六月一日) <<http://www.jftc.go.jp/kyoutei/niticekyoutei.pdf>>; Agreement between the Government of the United States of America and the Commission of the European Communities on the Application of Positive Comity Principles in the Enforcement of their Competition Laws (18 June 1998), OJ L 173/26.
- (17) Steven Van Uytsel, *The Effects Doctrine In Antitrust Law: A Public International Law Perspective* (Doctoral Thesis, Graduate School of Law, Kyushu University, 2005), pp. 291-299.
- (18) Ibid., p. 42.
- (19) 二国間協力協定の例: 経済上の連携に關する日本国とタイ王国との間の協定第十二条に基つて日本国政府とタイ王国政府との間の実施取極 (二〇〇七年四月三日) <第一五

※ <<http://www.jftc.go.jp/kyoutei/nitaijissn.pdf>>.

- (15) Schwarzenberger, op. cit., p. 12.
- (16) Ibid., p. 11.
- (17) David J. Gerber, *Law and Competition in Twentieth Century Europe: Protecting Prometheus* (Oxford: Oxford University Press, 2001), pp. 16-68.
- (18) Ibid., p. 7.
- (19) John O. Haley, *Antitrust in Germany and Japan: The First Half Century, 1947-1998* (Seattle: University of Washington Press, 2001), pp. 52-63.
- (20) Franz Kronthaler and Johannes Stephan, "Factors Accounting for the Enactment of a Competition Law - an Empirical Analysis", *The Antitrust Bulletin*, Vol. 52 No. 2 (2007), p. 142.
- (21) Noonan, op. cit., p. 562
- (22) 競争法と競争と公正の原則に對しての協定 (一九九八年六月一日) <<http://www.jftc.go.jp/kyoutei/niticekyoutei.pdf>>.
- (23) Wish, op. cit., pp. 109-128.
- (24) Roger J. Van den Bergh and Peter D. Camesasca, *European Competition Law and Economics: A Comparative Perspective* (London: Sweet and Maxwell, 2nd ed. 2006), pp. 229.
- (25) Consten & Grunig v. Commission, Joined Cases 56/64 and 58/64, (1966) ECR 299; Valentine Korah, *An Introduction Guide to EC Competition Law and Practice*

- (Oxford: Hart Publishing, 9th ed. 2007), pp. 75-76.
- (67) Giorgio Monti, *EC Competition Law* (Cambridge: Cambridge University Press, 2007), pp. 53-88; Mark Seiner, *Economics in Antitrust Policy: Freedom to Compete vs. Freedom to Contract* (Boca Raton: Dissertation.Com, 2007); Van den Bergh and Camesasca, op. cit., pp. 54-105.
- (68) Monti, op. cit., pp. 61-63.
- (69) *Ibid.*, pp. 67-68.
- (70) *Ibid.*, pp. 71-73.
- (71) Van den Bergh and Camesasca, op. cit., p. 292; 滝川敏明『日米EPOの独禁法と競争政策—グローバル経済との企業競争ルール』（青林書院、二〇〇三年）一四九—一五二頁。
- (72) Van den Bergh and Camesasca, op. cit., pp. 293-295; 村上敬博『メキシコ独占禁止法—メキシコ反トラスト法』（法文館、二〇〇二年）一三六—一四四頁。
- (73) Schwarzenberger, op. cit., p. 6.
- (74) OECD, "Recommendation Concerning Effective Action Against "Hard Core" Cartels", *C(98)35/Final* (March 30, 1998).
- (75) UNCTAD, "Set of Multilaterally Agreed Equitable Principles and Rules for the Control of Restrictive Business Practices", *UN Doc. TD/RPB/CONF/10* (April 22, 1980).
- (76) Kennedy, op. cit., pp. 103-105 and 118-121.
- (77) Noonan, op. cit., pp. 405-491; Kennedy, op. cit., pp. 122-180; 本田「前掲註(6)」(録一四巻)一三五—一五〇頁(録一五巻)三三—三五頁。
- (78) Kennedy, op. cit., pp. 145-146.
- (79) Noonan, op. cit., p. 405.
- (80) *Ibid.*, p. 409.
- (81) WTO, "Report of the Group on Basic Telecommunications", *S/CBT/4* (February 15, 1997).
- (82) 本田「前掲註(6)」(録一四巻)一四七頁。
- (83) Noonan, op. cit., p. 405.
- (84) Reimer, op. cit., pp. 146-150.
- (85) Noonan, op. cit., pp. 448-455.
- (86) *Ibid.*, pp. 455-456.
- (87) *Ibid.*, p. 457.
- (88) *Ibid.*, pp. 446-447.
- (89) *Ibid.*, p. 405.
- (90) Kennedy, op. cit., pp. 136-137.
- (91) 宮家邦雄『WTOハブと貿易一般協定(GATS)』（外務省経済局、一九九六年）一五一頁。
- (92) Cameron, op. cit., p. 10 n. 29.
- (93) TRIPS 条入条 (http://www.jpo.go.jp/shiryu/sonota/tips/trips/ta/chap2.htm#law8)

- (㉔) Kennedy, op. cit., pp. 150-1; 木田'福澤邦(㉔)' (兼
一 國勢)' | 國才(㉔).
- (㉕) Clair Wilcox, *A Charter for World Trade* (New
York: Maxmillan, 1949); Jan Wouters and Bart De
Meester, *The World Trade Organization: A Legal and
Institutional Analysis* (Antwerp: Intersentia, 2007), p. 9.
- (㉖) Kröll, op. cit., p. 77.
- (㉗) Noonan, op. cit., pp. 406-407.
- (㉘) Wouters and De Meester, op. cit., p. 9.
- (㉙) Kennedy, op. cit., p. 128.
- (㉚) ECOSOC, Report of the Ad Hoc Committee on
Restrictive Business Practices to the Economic and
Social Council, *Annex 2, 16 U.N. ECOSOC, Supp 11*
(May 1953).
- (㉛) Reimer, op. cit., pp. 134-142; Wolfgang Fikentscher,
"A Transnational Antitrust Convention and the Recent
European Antitrust Proposals: Exercises in Economic
Anthropology", in Jones Clifford and Matsuo Matsui
eds., *Competition Policy in the Global Trading
System - Perspectives from the EU, Japan and the USA*
(The Hague: Kluwer Law International, 2002), pp. 364-
83; Wolfgang Fikentscher, "On the Proposed Interna-
tional Antitrust Code", in John O. Haley and Hiroshi
Iyori eds., *Antitrust: A New International Trade Rem-
edy?* (Seattle: Pacific Rim Law & Policy Association,
1995) p. 345; Wolfgang Fikentscher, "Competition Rules
for Private Agents in the GATT/WTO System", *Aus-
senwirtschaft*, Vol. 49 (1994), p. 281.
- (㉜) Wolfgang Fikentscher and Ulrich Immenga eds.,
Draft International Antitrust Code (Baden-Baden:
Nomos, 1995).
- (㉝) Noonan, op. cit., p. 46.
- (㉞) *Ibid.*, pp. 46-47.
- (㉟) Reimer, op. cit., pp. 78-79 and 166-167.
- (㊱) Doha WTO Ministerial Declaration, *WT/MIN(01)/
DEC/1* (November 20, 2001), arts. 23-25, <http://www.
wto.org/english/thewto_e/minist_e/min01_e/mindecl_e.
htm>.
- (㊲) Kröll, op. cit., p. 171.
- (㊳) Nerep, op. cit., p. 322.
- (㊴) *Ibid.*, p. 324.
- (㊵) 大淵邦(㊵)邦: 藤原'福澤邦(㊵)' | 〇才 | 風(㊵)邦
邦(㊵)女(㊵)邦); Pavic, op. cit., 45-176 (extraterritorial-
ity); Friedel-Souhau, op. cit., pp. 52-153 (extraterritor-
ialite); ヲ才・ロー(㊵)邦: Maher M. Dabhab, *The
Internationalisation of Antitrust Policy* (Cambridge:
Cambridge University Press, 2003), pp. 159-204 (extrater-
ritoriality); Goyder, op. cit., pp. 498-503 (extraterritorial-
ity).

- ity and the effects test); Whish, op. cit., 428-444 (extra-territoriality: theory and US law); 藤本: Michael Heller, *Internationell Konkurrensvätt* (Uppsala: Justus Forlag, 2000).
- (三) Diendel Yassen, *Droit de la Concurrence et Competition Internationale* (Villeneuve d'Ascq: Presses Universitaires du Septentrion, 1999), pp. 13-15.
- (四) Harry First, "Evolving toward What? The Development of International Antitrust", in Josef Drexl ed., *The Future of Transnational Antitrust - From Comparative to Common Competition Law* (Berne: Staempfli Publisher, 2003), pp. 23-41; Harry First, "Towards an International Common Law of Competition", in Roger Zäch ed., *Towards WTO Competition Rules* (Berne: Staempfli Publisher, 1999), p. 112; Eleanor M. Fox, "Towards World Antitrust and Market Access", A.J.I.L., Vol. 91 (1997), p. 1.
- (五) Wolfgang Kerber, "An International Multi-Level System of Competition Laws: Federalism in Antitrust", in Josef Drexl ed., *The Future of Transnational Antitrust - From Comparative to Common Competition Law* (Berne: Staempfli Publisher, 2003), pp. 276-7 (stating that "a crucial problem in a world of multiple competition law regimes is that usually the geographical scope of the effects of competitive behaviour is not identical with the geographical scope of the jurisdictions, each with its own competition law regime. One competition case, e.g. a merger or a price fixing cartel, can have anticompetitive effects in several markets, which might extend over a number of jurisdictions...but bilateral cooperation agreements between national competition authorities concerning mutual assistance in the extra-territorial enforcement of national competition laws might help to solve those problems of under-enforcement of competition laws in the case of international competition problems").
- (六) Harry First (1999), op. cit., p. 103; A. S. Grewlich, "Globalisation and Conflict in Competition Law: Elements of Possible Solutions", *World Competition*, Vol. 24 (2001), p. 387. 「国際協定の枠組を外の勢力の例として International Competition Network (ICN) に参加する 国家競争法と国際競争法との関係と競争法政策」 <<http://www.internationalcompetitionnetwork.org/index.php/en/home>>.
- (七) First (1999), op. cit., p. 103 ("a decentralized and less hierarchical outline than that political boundaries would otherwise indicate").
- (八) Cf. Noonan, op. cit., pp. 561-570 (emerging princi-

